

平成30年1月23日

〒153-0064

東京都目黒区下目黒1-8-1

Amazon Gift Cards Japan 株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤 厚美
(TEL : 052-734-8107, FAX : 052-734-8108)

ご質問事項

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成29年1月30日付貴社回答書記載の面談の件につきまして、当団体としても、前向きに実施したいと考えております。

つきましては、面談前に、ご質問事項をお送りいたします。

また、面談の候補日につきまして、当団体事務局宛、御連絡をいただけますと幸いです。

宜しくお願ひいたします。

敬具

ご質問事項

1 Amazonギフト券細則 第3条後段に関するご質問事項

(アマゾンサイトのポリシー)

Amazon.co.jpは、ギフト券の購入者にギフト券の使用状況についての情報を提供することができます。

独立行政法人国民生活センターが報道発表し、また、日々報道されているように、Amazonギフト券等のプリペイドカードを利用した詐欺被害が相次いでいる（国民生活センター平成27年3月26日報道発表参照）。

消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的として（消費者契約法第1条）、貴社細則第3条後段に係る平成29年1月30日付貴社ご回答中、

ギフト券購入者（もしくはその代理人弁護士）が、弁護士法23条の2に基づく照会をし、あるいは、裁判所が、証拠保全・調査嘱託により、情報の提供を求めた場合、下記①ないし⑤の情報は、原則として提供されないが、個々の事案に応じて判断していく。

開示を求める理由が、詐欺によりギフト券番号を第三者に教えた被害者（又は代理人弁護士）が、加害者を特定するため、情報の開示を求める場合であっても、必ずしもギフト券の使用者が加害者と一致するものとは限らないことから、下記①ないし⑤の情報の提供については、個人情報保護の観点から、個々の事案に応じて慎重に対応していく。

記

- ①最終使用者のアカウント上の名前
- ②メールアドレスないし携帯電話の番号
- ③購入した商品のお届け先住所及び名称
- ④支払い方法（カード会社名、カード番号）
- ⑤請求先住所及び名称

とある部分につき、「個々の事案に応じて」判断・対応とある部分の具体的内容について、貴社と意見交換をしたい。

2 Amazonギフト券細則 第6条第1項に関するご質問事項

(責任限定)

アマゾンおよびその関連会社は、ギフト券について、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、いかなる表明もしません（販売可能性、特定目的への適合性への明示的または黙示的な保証を含みますがこれらに限りません）。

英語や、コモン・ローの理解に乏しい日本の一般消費者にとって、貴社細則第6条の日本語は、分かりにくいままであると考えられる。

消費者契約法第3条第1項の趣旨から、例えば、平成29年10月19日付貴社ご回答1(1)ないし(3)記載の内容について細則に明示する等（文言の意義を明確にする、註を付記する等）、日本の一般消費者にとって分かりやすい文言のあり方について、貴社と具体的に意見交換をしたい。

以 上